

西川口駅西口再生支援事業募集要項

(令和元年度募集版)

西川口駅西口周辺地区 (約9.3ha)



事業対象区域

※○内の数字は街区符号です。

対象区域：川口市西川口1丁目1～12番、17～33番

西川口駅西口周辺地区を安全安心で明るいまちに再生するために、まちづくり活動（施設などの新設・改修・整備など）を行う個人・市民団体・法人などに対し、補助金を交付する事業です。

この事業は、（一財）民間都市開発推進機構からの拠出金、地元からの寄附金を基に、川口市西川口駅周辺都市整備基金を活用して実施しています。

川口市都市整備部 都市整備管理課

西川口駅西口再生支援事業募集要項のご案内

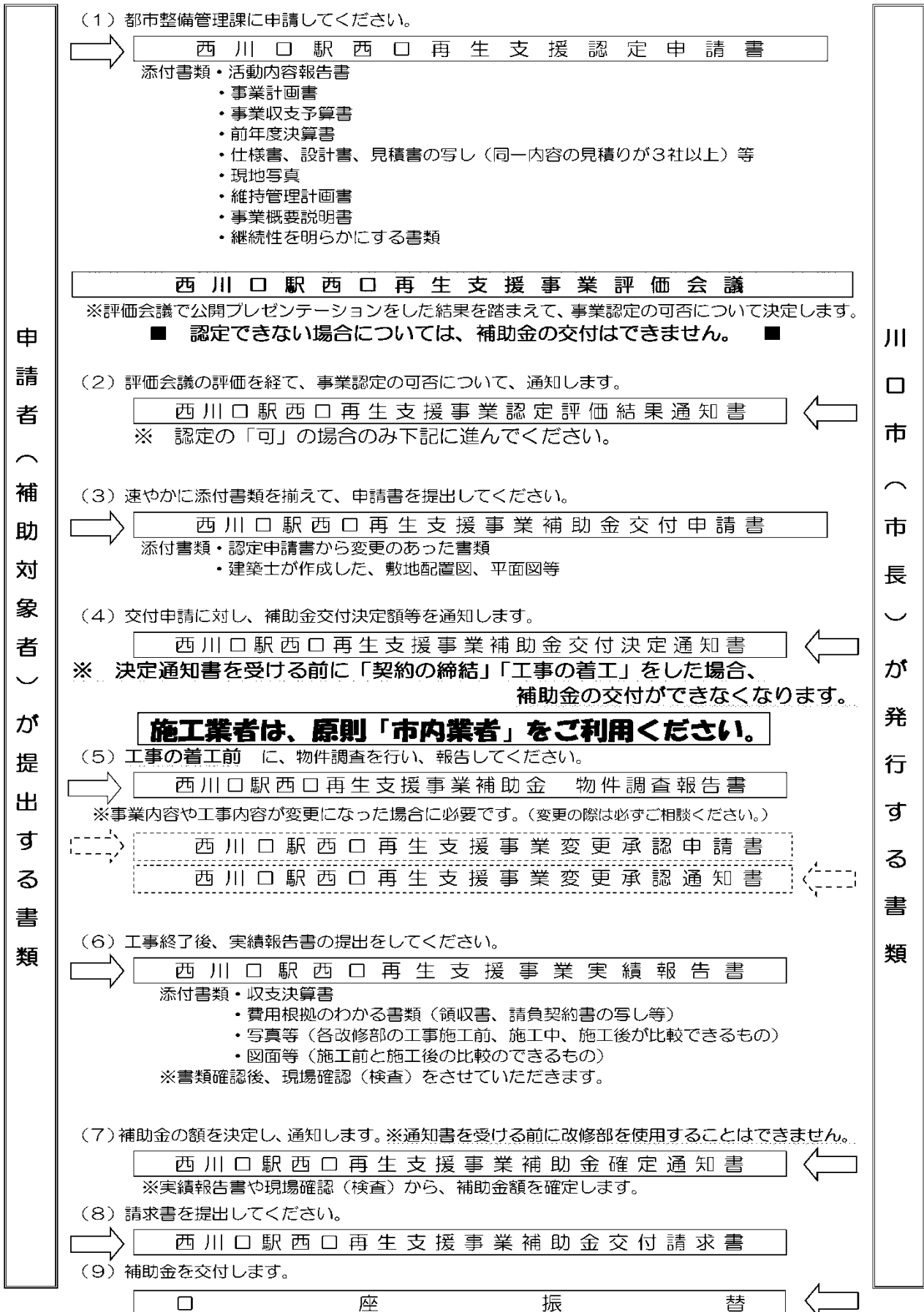
民間主体の取組みによる賑わいの創出に資する地区内でまちづくり活動を行う際に補助金を交付します。

○制度の概要

項目	内容
①対象者 (すべてに当てはまること)	(1) 市内に住所を有する者、または、市内に事務所又は事業所を有する市民団体または法人等であること (2) 納期の到来した税金の完納していること (3) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律に該当する暴力団に関係しないものであること
②対象事業 (いずれかに該当すること)	(1) 街並み景観に配慮した建物外観の改修、植栽等の緑化活動その他のまちの景観形成に資すると認められる事業 (2) まちづくり活動拠点施設の整備、シンボル施設の整備その他まちの魅力の向上に資すると認められる事業 (3) 地域特産品の販売施設の整備、観光振興のための案内板の設置その他まちのにぎわいの創出又は観光の振興に資すると認められる事業 (4) 防犯カメラの設置、街路灯の設置、バリアフリー化のためのスロープの整備その他安全安心なまちづくりに資すると認められる事業 (5) 前各号に掲げるもののほか、魅力あるまちづくり及びまちの活性化のために必要と認められる事業
③対象区域	西川口駅西口周辺地区(約9.3ha) ※西川口1丁目1~12番、17~33番
④補助金額	補助金額上限：500万円 ※補助対象事業費を確認のうえ、上限金額を下回る場合があります。 ※補助金額の確定は、実績報告書の提出を受け、市の審査を経て最終的に決定します。 ※現地確認や書類審査等をするまでは補助金額は暫定的なものであり、最終的な金額が決まった段階で、一部減額する場合があります。
■事業認定■	評価会議での公開プレゼンテーションの結果を踏まえ、補助対象事業の認定を行います。 <u>認定された事業にのみ補助金の交付ができるものとなります。</u> ※評価会議で事業の認定をされた場合であっても、不適当と認められる場合は、補助金の交付はできません。

○事業手続きフロー

西川口駅西口再生支援事業募集要項手続きフロー



※ 申請者（補助対象者）が提出する書類は、同じ印鑑（スタンプ式のもの不可）で作成してください。

1 事業認定

川口市は、補助申請者からの事業内容について、「西川口駅西口再生支援事業評価会議」（以下「評価会議」という。）に付議し、事業を認定します。

※「評価会議」は、学識経験者、知識経験者、経済関係者等による委員で組織されています。補助申請者による公開プレゼンテーションを受けて、評価基準に基づき、評価を行います。なお、必要に応じて、現地確認を行うこともあります。

2 申請手続き

応募期間 令和元年5月7日(火)～令和元年6月14日(金)

※応募期間内に必ず事前相談を行い、申請書類の内容確認を受けてください。

※申請書類に不備がある場合、受付を行うことができません。

提出部数 **1部**（※提出した書類はお返しできません。）

提出書類 ① 西川口駅西口再生支援事業認定申請書（様式第1号）

② 個人、団体または法人の活動内容書（別紙1）

③ 事業計画書（別紙2）

④ 事業収支予算書（別紙3）

⑤ 前年度決算書（別紙4）

⑥ 仕様書、設計書（数量根拠資料、単価根拠資料、
見積書の写し（同一内容の見積り3社以上）等）

⑦ 現況写真等（補助対象場所周辺も含む）

⑧ 維持管理計画書（別紙5）

⑨ 事業概要説明書（別紙6）

⑩ その他添付書類

ア 案内図（周辺市街地図、縮尺：1/1,500～1/3,000程度）

図面（平面図、立面図等、縮尺：1/100～1/200程度）

※寸法の記載があるもの

イ 関係課事前協議書（写し）、及び許可書（写し）

ウ 役員名簿（申請日現在の氏名及び住所）

エ 広報紙、会報等、その活動目的・内容がわかるものの写し

オ 承諾を担保する書類 等

土地及び建物所有者の承諾書類

・所有者の承諾書（工事を承諾し、5年以上の使用を認める旨のもの）

・賃貸借契約書の写し（土地・建物を借用の場合）

カ 事業の継続性を明らかにする書類（中小企業診断士等に相談した旨を記録した書類等）

キ その他市長が必要と認める書類

- 注意事項
- 書類は、ご来庁の上、提出をお願いします。
 - 整備予定地及び使用用途等について、適正かどうか、関係担当課に確認の上、事前協議書を添付して下さい。
 - 提出書類は、事業内容をアピール出来るように見易く、分かり易い資料作成にご協力下さい。

提出先

川口市三ツ和1-14-3
川口市都市整備部
都市整備管理課 再開発係
(鳩ヶ谷庁舎2階)
TEL:048-280-1220(直通)



3 情報公開

- (1) 補助事業者は、補助金で実施した事業の成果について、自らのホームページ、広報物等に掲載することなどにより、広く市民に公開して下さい。
- (2) 事業の「公正性」「透明性」を高めるため、選考結果等を市のホームページで公開させていただく予定です。

4 ご協力をお願い

補助事業者は、川口市西川口駅周辺都市整備基金の普及や、事業の検証及び促進を目的として、対象事業の調査、報告会等にご協力をお願いします。

5 留意点

- (1) 補助金の交付によって改修した施設等については、財産の処分制限があります。
(最低5年間は継続していただく必要があります。)
- (2) 提出された書類に虚偽の記載があった場合には、決定の取消し又は補助金の返還を求めることがあります。
- (3) 事業完了後も趣旨に沿った用途で使用されているかを確認するため、6ヶ月ごとに現況報告書を提出していただきます。また、事業の継続性について、中小企業診断士等による継続性を明らかにする書類を1年ごとに提出していただきます。

6 事業の手続き全体スケジュール

応募期間	5月 7日(火)～6月14日(金)																		
公開プレゼンテーション	<p>7月中旬 評価会議において、公開プレゼンテーションを行っていただきます。</p> <p>■評価基準■</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>評価項目</th> <th>評価の視点</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1</td> <td>公益性・公共性</td> <td>公益性・公共性が高い事業であるか。</td> </tr> <tr> <td>2</td> <td>事業内容、 事業費の妥当性</td> <td>事業内容、資金計画の妥当性はどうか。</td> </tr> <tr> <td>3</td> <td>実現性、効果</td> <td>確実に実行できるスケジュールか。 事業効果は見込まれるか。</td> </tr> <tr> <td>4</td> <td>波及効果</td> <td>地域に対する波及効果は見込まれるか。 新たな発展が見込まれる事業か。</td> </tr> <tr> <td>5</td> <td>継続性、 維持管理の適正</td> <td>継続性はあるか。 維持管理の適正はあるか。</td> </tr> </tbody> </table>		評価項目	評価の視点	1	公益性・公共性	公益性・公共性が高い事業であるか。	2	事業内容、 事業費の妥当性	事業内容、資金計画の妥当性はどうか。	3	実現性、効果	確実に実行できるスケジュールか。 事業効果は見込まれるか。	4	波及効果	地域に対する波及効果は見込まれるか。 新たな発展が見込まれる事業か。	5	継続性、 維持管理の適正	継続性はあるか。 維持管理の適正はあるか。
	評価項目	評価の視点																	
1	公益性・公共性	公益性・公共性が高い事業であるか。																	
2	事業内容、 事業費の妥当性	事業内容、資金計画の妥当性はどうか。																	
3	実現性、効果	確実に実行できるスケジュールか。 事業効果は見込まれるか。																	
4	波及効果	地域に対する波及効果は見込まれるか。 新たな発展が見込まれる事業か。																	
5	継続性、 維持管理の適正	継続性はあるか。 維持管理の適正はあるか。																	
事業認定通知	7月下旬																		
補助金交付申請書	事業認定通知受領後、速やかに提出して下さい。																		
補助金交付決定通知	7月末以降の予定です。 ※事前着工は認められません。																		
事業の実施	交付決定日（7月末）～令和2年2月中旬の間に事業を行って下さい。																		
実績報告	<p>事業完了後30日以内、または令和2年2月末日のいずれか早い日までに実績報告書を提出して下さい。</p> <p>※補助金による支出が適正に行なわれているかどうかを判断するため、事業に係る会計帳簿や領収書等の証拠書類を確認させていただきます。</p>																		
額の確定	実績報告書を審査し、補助金の額の確定をします。																		
交付請求	額の確定を受けたときは、速やかに補助金の交付請求して下さい。																		
公開事業報告会（予定）	<p>令和2年3月下旬予定</p> <p>※事業実施期間中に、現地確認をさせていただきます。</p> <p>また、事業完了後、本事業の趣旨に沿った用途で使用されているかを確認させていただく場合があります。</p>																		

7 補助対象事業対象外

次の各号のいずれかに該当する事業は、補助対象事業としません。

- (1) 国、県その他の団体の補助又は市の他の補助を受けて行う事業
- (2) 事業の効果が特定の個人又は団体に帰属すると認められる事業
- (3) 事業の公益性、継続性及び発展性、地域性並びに必要性に照らし、まちづくり及びまちの活性化に寄与することが認められない事業
- (4) 補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）が100万円未満の事業
- (5) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条に定める風俗営業である事業
- (6) 調査のみの事業や住民活動などのソフト事業（ゴミ拾い活動、ワークショップの開催など）

8 補助対象経費対象外

次の経費は、補助対象経費としません。

- (1) まちづくり活動を行うものの所有する施設、事務所等の維持管理等に要する経費
- (2) まちづくり活動を行うものの構成員に対する人件費及び食糧費
- (3) 補助対象事業に要する費用のうち、消費税及び地方消費税相当額
- (4) 改修工事等を行うために作成する図面等の作成に要する経費
- (5) 土地・建物等の購入費用、リース費用及び事務所経費等

9 事業の実施時期

西川口駅西口再生支援事業補助金交付決定日から申請年度の2月末日までとします。

10 他の補助金

他の公的機関等からの補助金の収入の見込みがある場合は、必ずその金額を事業申込書の収支予算書で明記してください。

なお、事業実施の結果、補助金と上記収入の合計が補助対象経費を上回った場合には、上回った額を返還していただくことになります。